

(平成21年12月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月から 46 年 8 月まで
② 昭和 46 年 9 月から 47 年 8 月まで
③ 昭和 48 年 2 月から 50 年 3 月まで

昭和 46 年か 47 年に帰化が認められ、その 3 か月後に A 市 B 区役所から「帰化されたので 20 歳にさかのぼって保険料を納められます。」という内容の案内が届いたので、区役所へ加入手続に行った。区役所の窓口で加入手続と同時に 7 年分の保険料の約 7 万円を一括で支払ったことを覚えている。調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年か 47 年に帰化が認められたとしているが、申立人に係る戸籍謄本及び外国人登録法に基づく登録原票記載事項証明書から、50 年 5 月 8 日に帰化したことが確認できる。

申立期間①、②及び③について、申立人は、帰化後に区役所から「20 歳にさかのぼって保険料を納められます。」という説明を受けたとしているが、当時において、日本国籍取得前の期間は国民年金の加入対象とはならず、保険料を納付することもできない。

また、申立人に係る当該登録原票記載事項証明書によれば、昭和 39 年 5 月 23 日から 49 年 5 月 8 日までは C 市に住所を置いていたことが確認できることから、A 市 B 区において国民年金の加入手続を行うことはできず、46 年か 47 年に B 区役所で加入手続をしたとする申立人の主張は不自然である。

さらに、加入手続と同時に申立人が一括で納付したとする保険料額は、仮に昭和 46 年か 47 年に 20 歳にさかのぼって納付したとする場合の保険料額と

は大きく異なっている上、申立期間①、②及び③に係る社会保険庁とA市の申立人に係る被保険者記録は、未加入期間及び未納期間となっており両記録は一致している。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年12月10日にA市B区において申立人の夫と夫婦連番で払い出されていることが社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、これ以外に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、C市において、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できず、A市B区においても上記のとおり申立人が現在所持している国民年金手帳記号番号のほかに別の番号が払い出されたことを確認することができない。

一方、申立人がC市からA市B区に転入後の昭和49年10月24日に、同区において申立人及びその夫は、国民年金の加入手続を行い、46年9月28日にさかのぼって夫婦一緒に国民年金に加入したことが、申立人及びその夫が所持する国民年金手帳から確認できるが、当該加入手続の時点では、申立人はまだ日本国籍を取得しておらず、当時において、制度上、国民年金の被保険者とはなり得ない。

このことについて、B区役所の職員は「昭和48年度に国民年金業務システムが導入され、外国籍であることが確認できたはずである。」としているにも関わらず、加入記録があることについて、「当時の事務手続において行政側の手続に不備があった可能性が考えられる。」と述べている。

また、申立人は「私たち夫婦の保険料は私が払っていた。」と供述しており、申立人の夫は「自分は仕事があったので、保険料の納付は妻に任せていた。」と証言している上、申立人が所持している昭和50年4月以降の一部の領収証の納付日は、夫婦同日であることが確認できることから、申立人が夫婦二人分の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

このことから、申立期間①、②及び③のうち、昭和50年1月から3月までについて、申立人の夫の保険料は納付済みであるところ、申立人については未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③のうち、昭和50年1月から3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良国民年金 事案 713

第1 委員会の結論

申立人は、昭和40年1月から44年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年1月から44年4月まで

私は、昭和40年1月に、結婚を契機に国民年金に加入した。加入手続は、義母が自治会の区長を通じて行った。加入後は、義母が区長に同居家族の国民年金保険料をまとめて納付していた。私を除く同居家族全員が納付済みとなっているのに、私だけが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年1月の結婚を契機に国民年金の加入手続を行ったと述べているところ、申立人の夫は、「妻が国民年金に加入したときに交付された国民年金手帳は、赤っぽい色であった。」と記憶しており、これは、納付記録がある時期に使用されていた「カーキ色」より、むしろ、申立期間当時に使用されていた「薄茶色」に近いことから、申立人は、40年当時に国民年金の加入手続を行っていたことがうかがえる。

また、申立人の夫は、申立期間当時、納付組織の集金により同居家族の国民年金保険料を母親が納付していたと述べているところ、申立人が居住していた地域では、自治会の区長や婦人会により保険料徴収が行われていたことが確認できる上、当該地域は、昔からの集落で地域の結び付きが強く、「近隣住民とのかかわりの中で、家族の一部でも保険料を納付しないようなことがあれば目立ってしまうので、全員納付が当たり前であった。」との近隣住民の証言が得られた。

さらに、申立人を除く同居家族は、申立期間を含め、国民年金保険料はすべて納付済みであることから、申立人のみ未納とされているのは不自然である。

加えて、社会保険事務所が保管している国民年金被保険者台帳及びA市が保管している国民年金被保険者台帳には、昭和46年4月から47年3月まで

の保険料は未納である旨記録されているが、申立人が所持している金融機関の領収印がある「納付書領収証書」により、当該期間の納付記録が、平成 21 年 1 月 16 日に納付済みに訂正されている上、申立人については、昭和 47 年 5 月 24 日及び 48 年 9 月 25 日に、国民年金手帳記号番号が二回払い出されたことによって、保険料を重複納付している期間があるなど、行政側の記録管理が必ずしも適切に行われていなかった状況が散見される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良国民年金 事案 714

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から同年10月まで

私は、昭和61年4月から国民年金に加入し、平成2年11月に厚生年金保険に加入するまでずっと国民年金保険料を納付してきたが、2年4月から同年10月までの期間が未納になっていることが分かった。しかし、厚生年金保険に加入する直前の7か月の期間のみ未納であるとは考えにくいことと、申立期間以外にも納付記録の漏れにより元年4月から同年6月までの3か月の期間の記録が、領収書があるにもかかわらず未納になっていたということもあったため、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年4月に国民年金に加入し、それ以降、国民年金の加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金に対する納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人は、昭和62年4月からA社に勤務していたが、平成2年11月に同社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間は申立期間を除き国民年金保険料を納付している上、申立期間は7か月と短期間であるとともに、申立期間の前後を通じて申立人の住所や仕事に変化は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間についてのみ国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間に近接した平成元年4月から同年6月までの期間について、当初、社会保険事務所の記録では未納期間になっていたが、申立人が国民年金保険料領収証書を所持していたため、21年1月に同事務所において当該期間を納付された期間として訂正されたことが確認できることから、行政側の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和45年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年10月30日から同年11月1日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社の記録が1か月欠落しているとの回答を得た。同社には、昭和40年4月に入社し、継続して勤務している。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和45年11月1日にA社B工場からA社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和45年9月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明かでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和34年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月1日から同年5月1日まで

私は、A社に入社し、継続して勤務していた。会社がオートバイを取り扱うこととなり、私は、昭和34年3月1日にB社に出向したが、メーカーの倒産によりB社は不要となったので、35年9月1日にA社に戻った。給与は継続して支給されており、A社からは勤続表彰も受けているので、厚生年金保険の加入記録が途切れているのは納得できない。調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び永年勤続表彰状により、申立人は、同社に継続して勤務していたことが認められ、また、同社の人事発令簿により、申立人が昭和34年3月1日付けでB社に出向したことも認められる。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、A社において経理事務を担当していた者が、「申立人が出向した当初は、A社からの出向者についてはA社から給与を支給し、厚生年金保険料も控除していた。」としており、申立人と同様にA社から出向した同僚も、「出向した当初は、A社から給与を支給されていた。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和

34 年 2 月の社会保険事務所の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、昭和20年11月1日に申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、同年4月から同年10月までの期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和20年11月1日から21年1月8日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を20年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和20年11月及び同年12月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年4月15日から21年1月8日まで

私は、C区（現在は、D区）にあったA社に勤務していたが、終戦後、同社B工場に異動した。異動前後の厚生年金保険への加入記録が欠落している。記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和19年10月から22年12月までA社及び同社B工場において勤務し、その間、厚生年金保険に加入したと述べているが、社会保険事務所のオンライン記録では、20年4月15日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、21年1月8日にA社B工場で被保険者資格を取得しており、20年4月15日から21年1月8日までの被保険者記録が無い。

2 しかし、申立期間のうち、昭和20年4月15日から同年11月1日までについて、A社における複数の同僚の証言から判断して、同社は、終戦の日を超えて事業を継続していたことが推認できる。

また、申立人の被保険者資格の喪失日は、A社が所在した地域に空襲が

あった昭和 20 年 4 月 15 日と同日とされているが、申立人の申立期間における事業所の状況、本社から同社 B 工場への移転時の経緯及び業務内容についての説明は、具体的、かつ詳細であり、同時期に同社に勤務していたとする複数の同僚の証言とも一致していることから判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことを認めることができる。

一方、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿には、「本件実地調査ノ結果、（昭和 20 年）11 月 1 日付ケヲ以ッテ全喪届出タルハ、事務不馴レノ為、事実ハ 4 月 15 日ノ戦火ニヨリ閉鎖シタルコト判明ニ付」との記載があり、社会保険庁のオンライン記録により A 社での資格喪失日を確認できる 25 人についてみると、申立人を含め 17 人の被保険者の資格喪失日は、20 年 4 月 15 日となっているが、いずれの被保険者についても、上記被保険者名簿の被保険者資格喪失日欄は空欄となっている。これらの事情を総合的に判断すると、A 社が昭和 20 年 11 月 1 日付けをもって厚生年金保険適用事業所に該当しなくなった旨の届出を行ったにもかかわらず、同年 4 月 15 日にさかのぼって厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったとする合理的な理由は見当たらず、事業主は、被保険者名簿に記載された同年 11 月 1 日付けをもって、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の届出を行い、申立人についても、同日を資格喪失日とする厚生年金保険の被保険者資格喪失届を提出したものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号。以下「一部改正法」という。）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間のうち、昭和 20 年 11 月 1 日から 21 年 1 月 8 日までについて、同僚の証言、申立人が A 社から同社 B 工場への異動前後の状況を具体的に記憶していること、及び異動に伴い保険料控除が中断するような事情も見受けられないことから判断すると、申立人は、同社 B 工場に勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、一部改正法附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間の申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和33年4月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から同年5月1日まで

私は、厚生年金保険の加入状況について記録照会したところ、昭和33年4月は未加入である旨の回答をもらった。

厚生年金保険被保険者証には、資格取得年月日が昭和33年4月1日と記載されており、申立期間については、A社の社員として働き、給与を支給されていたので、未加入であることは納得がいかない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期に採用された複数の同僚の証言から判断して、申立人は、申立期間より前の高等学校3年生の秋（昭和32年11月）ごろから、A社で勤務していたことが確認できる。

また、当時、人事総務業務を統括していた取締役は、「入社した時点から厚生年金保険に加入させ、厚生年金保険料を控除していた。」と証言していること、また、複数の同僚は、「A社の入社日は、縁故などの中途採用者は採用決定日から、学校推薦で採用した定期採用者は4月1日からであった。」としている。

これらの事情を総合的に判断すると、新規学卒者である申立人は、昭和33年4月1日付けで同社の社員に採用され、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和33年5月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、人事総務業務を統括していた取締役は、昭和33年4月1日に厚生年金保険の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行い、申立期間に係る保険料についても納付しているはずであると主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

奈良国民年金 事案 715(事案 90 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月までの期間及び同年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められるものの、当該期間は国民年金の第 3 号被保険者であることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から平成元年 3 月まで
② 平成元年 4 月から同年 6 月まで

私は、昭和 51 年 4 月に国民年金に任意加入してから、夫の転勤により A 市、B 市に転居したが、平成元年 6 月まで、定額保険料に合わせて付加保険料の納付も続けていた。当時、私は、第 3 号被保険者制度を知らなかったし、自ら A 市役所に第 3 号被保険者の届出を行ったことはない。

また、社会保険庁の年金ダイヤルの男性職員からは、「納付した保険料はお返しします。」との返事をもたらしている。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを証明する資料として、申立期間当時の国税還付金振込通知書を提出しているので、審議の判断材料にしてほしい。

加えて、C 社会保険事務所では、私の納付記録らしきものが残っているとのことであるので調べてほしい。

私は、10 年以上もの間、自分自身の納付記録を探し続けているので、是非とも申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立てについては、申立期間は、申立人が第 3 号被保険者となっていることから納付書が発行され難いこと、また、申立内容には不合理な点が

散見されることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 4 月 22 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後、再申立てに際して、申立人から新たに提出された転籍前の住民票の写しによると、昭和 61 年 3 月 20 日に D 市に転出届を提出し、同年 3 月 26 日に A 市へ転居予定と記載されていることから、申立人は、第 3 号被保険者制度が始まった同年 4 月 1 日より前に D 市から転出したことが確認できる。

また、申立人は、A 市の窓口で年金手帳を提出して国民年金の手続をしたと主張しているところ、申立人が所持している年金手帳には、強制加入被保険者として、昭和 61 年 4 月 1 日付けで同市へ住所変更した旨が記載されていることが確認できる上、申立人は、同市への転入当時、厚生年金保険被保険者の配偶者で一定の条件を満たす者は第 3 号被保険者とされ、保険料を納付することが不要になることを知らなかったと一貫して主張していることから、保険料を納付することが不要となることを認識しないまま、同市で転入手続を行ったものと考えられる。

さらに、申立人は、A 市役所の窓口で納付書を発行してもらい、市役所内の同じフロアの別の窓口で保険料を納付したと主張しているところ、当時、同市役所では、納付書を発行する窓口の隣に保険料を収納する銀行の派出窓口が存在していたことが確認でき、申立人の主張と、当時の同市役所での保険料の収納状況は合致している。

これらの事情から、申立人は、自らが第 3 号被保険者となり、保険料の納付が不要となったことを自覚することなく、既に発行された昭和 61 年度の納付書により、申立期間①のうち、昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの定額保険料及び付加保険料の納付を続けていたものと考えられる。

一方、申立人の第 3 号被保険者資格取得の届出処理日が昭和 61 年 4 月 21 日になっており、昭和 62 年度の納付書を発行する時点では、申立人は、既に第 3 号被保険者として記録されていることから、納付書が発行されたとは考え難く、このことから、申立期間①のうち、62 年 4 月から平成元年 3 月までの期間及び申立期間②については、保険料を納付することができなかったものとするのが自然である。

また、申立人は、社会保険庁の年金ダイヤルの職員から、「納付した保険料はお返しします。」と言われたことを再申立ての根拠としてあげているが、年金ダイヤルの職員は、申立人が主張している第 3 号被保険者期間に保険料を納付したという相談内容について、一般的な回答として、当該期間に保険料を納付した場合には還付金が発生すると回答したものと考えられる。

さらに、申立人は、再申立ての根拠として、国税還付金振込通知書を提出しているが、当該資料は、社会保険料の控除額やその内訳を示すものではなく、この資料をもって、申立人が申立期間の保険料を納付したことを推認す

ることはできない。

加えて、申立人は、C社会保険事務所に、申立期間②の自分の納付記録らしきものが存在していることも再申立ての根拠として主張しているが、同社会保険事務所は、「申立人が主張しているような資料は存在しない。」と回答している上、前記の年金手帳には、申立期間②に係るB市の住所の記載が無く、同市で保険料納付を行ったとは考え難い。

そのほか、申立人が申立期間①のうち、昭和62年4月から平成元年3月までの期間及び申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和62年4月から平成元年3月までの期間及び同年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

一方、申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は、当該期間について国民年金の第3号被保険者であることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 5 月から 57 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 5 月から 57 年 2 月まで

私は、結婚を契機に国民年金に任意加入した。加入手続は元夫が行った。保険料の納付については、加入時から口座振替により納付するまでの数か月は、元夫の勤務する A 市役所 B 支所の窓口で元夫に納付してもらった。

その後は、毎月家に来ていた農協の外交員に現金を預け、私の口座に入金してもらい、口座振替により納付していた。未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 57 年 4 月 2 日に A 市で払い出されていることが確認できるものの、これ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間当時、申立人の元夫は共済組合の被保険者であるため、申立人は、国民年金の任意加入被保険者となることから、さかのぼって加入することはできない上、保険料を納付することもできない。

さらに、A 市で保管している申立人に係る国民年金被保険者名簿には、昭和 57 年 3 月 12 日に資格取得と記録されているとともに、申立人が所持している年金手帳にも、初めて被保険者となった日は、当該被保険者名簿の資格取得日と同日の同年 3 月 12 日となっている。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続には直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び加入時の保険料納付をしたとする申立人の元夫は、当該加入手続及び保険料納付について記憶していないことから、申立人の国民年金加入状況及び加入時の保険料の納付状況は不明である上、申立人が申

立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 717 (事案 12 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

私は、昭和 35 年 4 月から兄の仕事場に住まわせてもらい、兄の仕事を手伝うようになった。仕事は主に会計を任されていた。

昭和 36 年 4 月以降、5 年間ほどは、A 市の兄の仕事場に来ていた集金人に国民年金保険料を支払っていた。5 年間のうち最初の 1 年間は近所の酒屋のおばさんが、その後は、市役所の職員とみられる人が集金に来ていたと思う。私が会計を任されていたので、私が、兄と私の二人分の国民年金保険料を支払っていた。

私の国民年金の記録は、昭和 41 年 3 月以前の国民年金保険料が未納となっている。当時、兄と私の国民年金保険料は私が支払っていたので、今も私が兄の国民年金手帳を持っており、その兄の手帳を見ると、兄は、36 年 4 月から、右足の障害による保険料の法定免除を受ける前の 38 年 9 月までの納付記録があることは分かるが、支払っていた私自身の納付記録が無いのは納得ができない。

前回の申立てについては、納付していたことを認めることはできないとの回答であったが、兄が、申立期間当時、私が兄の国民年金保険料を納付していたこと、集金人が酒屋のおばさんであること、集金の時の支払いに利用していた国民年金袋は、弟の私が管理していたものであること等を証言してくれたので、再度審議を願いたい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、集金人を通じて国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が所持している一緒に国民年金保険料を納付していたとする兄の国民年金手帳により、兄の保険料の納付日について確認したところ、当該手

帳には、昭和 36 年度の 12 か月分の保険料は 37 年 4 月 30 日にまとめて納付（現年度納付）、37 年度及び 38 年 4 月から同年 9 月までの 18 か月分の保険料は同年 8 月 5 日にまとめて納付（37 年度分は過年度納付、38 年 4 月から 9 月までの分は現年度納付）している記録が残っており、定期的に集金人に国民年金保険料を納付していたとする申立人の主張と相違していること、申立人の国民年金手帳の発行日は 41 年 6 月 1 日となっており、この時点において申立期間の一部は時効により納付することができない期間であること、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情が見当たらないこと、申立て当初に申立人が当時集金に来てくれていたとする民生委員であったお寺の女性について、住民に聞き込み調査を実施したものの、申立人が主張しているお寺の女性が国民年金保険料を集金していたという証言は得られなかったことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 19 年 11 月 30 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、集金に来ていたのは酒屋のおばさんであるとする兄の証言に基づき再申立てを行ったものであることから、再度、当該地域の住民に聞き込み調査を行った結果、住民からは、「酒屋のおばさんが国民年金保険料の集金をしており、その後、市役所が直接集金を始めた記憶はあるが、その時期をはっきりとは記憶していない。」とする旨の新たな証言が得られた。

しかし、A 市は、市の徴収員制度ができたのは昭和 42 年ごろであるとしているところ、申立人は、「国民年金保険料の最初の 1 年ほどは酒屋のおばさんに納付し、その後は市の集金人に納付していた。」と主張していることについて、36 年 4 月から酒屋のおばさんに納付していたとした場合、市の徴収員制度ができた時期と申立人の主張とは整合しない。

さらに、申立人は、「昭和 36 年 4 月以降、兄の国民年金手帳と自分の国民年金手帳を作業場の柱につるした国民年金袋に入れ、その袋の中には、木箱の製作中に出た木屑を売った代金も入れておき、集金人が来ると、その中から国民年金保険料を支払っていた。」としているが、当該国民年金袋には「保険料は 100 円で、昭和 42 年 1 月からは 200 円になる」旨の記載があり、国民年金保険料が 100 円から 200 円に改定する法律が公布されたのは 41 年 6 月 30 日であり、当該国民年金袋もそのころに作られたとみるのが自然であること、兄の 38 年 10 月以降の国民年金保険料については納付を要しない法定免除であることを勘案すると、当該国民年金袋に入れたお金で、兄の国民年金保険料とともに自分の分も納付したとする主張には矛盾が生じる上、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 5 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月から 51 年 3 月まで
結婚する時に、父親から年金手帳を渡され、「20 歳から保険料を納付している。」と言われたが、納付記録を確認すると、申立期間が未納となっている。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳から国民年金に加入し、父親が国民年金保険料を納付してくれているはずであると述べているが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 1 月 13 日に払い出されていることが確認でき、その時点において、申立期間の一部の保険料は、時効により納付することができない上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続や申立期間の保険料納付に関与しておらず、加入手続の時期や保険料納付の具体的な状況が明らかでない。

さらに、申立人が父親から渡され、現在も所持している年金手帳は、結婚前の旧姓で発行された 3 制度共通のオレンジ色の年金手帳であり、一方、申立人が 20 歳の時には、肌色の国民年金手帳が発行されていたことから、加入手続を行ったとする時期に発行されていた年金手帳の色が符合しない。

加えて、申立人は、「父親が、毎月、郵便局にお金を支払いに行っていた。」と、当時同居していた叔母から聞いたと述べているが、申立人が居住していた A 市では、申立期間のうち、昭和 48 年 3 月までは、国民年金印紙によって保険料を納付する方式が採られており、この国民年金印紙は、郵便局では取り扱っていなかったことが確認できることから、納付書で保険料を納

付する方式が同年4月から始まるまでは、郵便局で国民年金保険料を納付することはできない。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 719

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から同年 12 月まで

私は、昭和 60 年 3 月 4 日に、妻と一緒に市役所に行き、国民年金の加入
手続をした。その際、市役所職員から「国民年金保険料は、2 年前までさ
かのぼって納付しないといけない。」と言われ、分割して納付書を作成し
てもらった。後日、当該納付書により金融機関で納付したので、記録を訂
正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入状況等を記憶しているが、市役所が保管してい
る申立人の国民年金資格取得届によると、厚生年金保険に加入していた期間
が「昭和 42 年 4 月 1 日から 58 年 12 月 31 日まで」と記入されていることか
ら、市役所がその場で申立期間に係る納付書を作成するとは考え難い。

また、市役所が当該資格取得届を基に資格取得年月日を昭和 59 年 1 月 1 日
として国民年金被保険者名簿を作成し、社会保険事務所に報告を行ったと推
認されることから、申立期間については未加入期間となり、その後において
も納付書は作成されず、その結果、申立人は申立期間の国民年金保険料を納
付できなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計
簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したこ
とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。

奈良国民年金 事案 720

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 1 月から 50 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月から 50 年 1 月まで

私は、昭和 41 年ごろ、26 歳から国民年金保険料を納付すると、将来国民年金を満額受給できると聞いたので、A 市役所において国民年金の加入手続及び保険料の納付を行った。26 歳からの保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、26 歳になる昭和 41 年ごろに A 市役所で国民年金に加入したと主張しているが、A 市が保管している国民年金被保険者名簿には、50 年 2 月 17 日国民年金資格取得及び同日届出の記載がある上、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、50 年 3 月 4 日に払い出されていることが確認できることから、このころ国民年金に加入手続をしたものと推認される。

また、国民年金加入当時、申立人の配偶者が厚生年金被保険者であり、申立人は国民年金資格を任意で取得していることから、さかのぼって被保険者資格を取得することができず、申立期間は国民年金の未加入期間となり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、26 歳から加入すると国民年金を満額受給できると認識していたと主張しているが、昭和 15 年 4 月生まれの申立人が満額の国民年金を受給するには 39 年間の保険料納付実績が必要となるため、申立人が 26 歳から加入したとしても、将来国民年金を満額受給できるとは考え難く、申立人の主張に不自然さがうかがえる。

加えて、申立人が申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 11 月 8 日から 32 年 4 月 1 日まで
申立期間中はA市B区のC社で勤務していた。同社の従業員数は15名程度で、ビニール製玩具等を製造していた。同社に勤務していたことは間違いないので、調査を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、就業当時の業務内容や事業所の所在地に関する申立人の記憶が具体的であることから判断して、申立人は、申立人が述べているC社に勤務していたことは推認できる。

しかし、同社の事業主の妻は、「会社名は、D社であったと思う。当社は約4年間しか事業を行っておらず、厚生年金保険にも加入していなかったはずである。」と述べている。

また、C社及びD社の両事業所名で社会保険事務所の事業所記録を確認したところ、E都道府県下において申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所として当該両事業所名の記録は無い上、申立人は、一緒に勤務していた同僚の名前を記憶しておらず事業主も既に亡くなっていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入について聴取することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年2月27日から22年11月14日まで
私は、A町においてB船に乗船していた。下船時に船長から船員手帳を渡され、大切に保管するようと言われた記憶がある。船員保険に加入していたと思うので、船員保険の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している船員手帳に、B船（船舶所有者はC）において昭和21年2月27日雇入、22年11月14日雇止の記録が記載されていることから、申立人が申立期間にB船に乗船していたことは確認できる。

しかしながら、当該船員手帳の雇入契約の記載については、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度に基づくものであり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

また、船員保険の加入記録を管理する社会保険業務センター及びB船の船籍港の所在地を管轄する社会保険事務所において、申立期間当時を含めて、B船の船員保険法の適用船舶としての記録は見当たらないことから、事業主が船員保険法に基づく適用船舶に係る届出を行っていなかったものと推認される。

さらに、事業主及び申立人が記憶している同僚は、すでに他界しているなど連絡の取れる者がいないことから、申立期間における船員保険の加入状況について確認することができない。

加えて、申立人が記憶している同僚にも申立期間に係る船員保険の記録は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 6 月 1 日から 34 年 6 月 1 日まで
② 昭和 35 年 3 月 1 日から 36 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 37 年 3 月 1 日から 39 年 3 月 1 日まで

A市B地にあったC社に昭和 32 年 6 月から 34 年 5 月まで勤務した記録、A市D地にあったE社に 35 年 3 月から 36 年 1 月まで勤務した記録及び同じくA市D地にあったF社に 37 年 3 月から 39 年 2 月まで勤務した記録が無い。

調査の上、申立期間①、②及び③について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、C社の代表取締役及び同僚の名前を記憶しており、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の記憶は、当該代表取締役の姓のみであることから厚生年金保険の記録を確認することはできず、同僚は既に亡くなっているとしているため、申立人の勤務状況等について聴取することができない上、当該同僚の厚生年金保険の加入記録を確認することもできない。

また、社会保険事務所の事業所記録から同社に係る厚生年金保険の適用事業所としての記録を確認することはできない。

申立期間②について、申立人は、E社の所在地について当時の場所を記憶していることから、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、同社代表取締役の名前について、申立人の記憶は曖昧^{あいまい}であるため、当該代表取締役の厚生年金保険の記録を確認することはできず、当該事業所の所在地を当時の地図により確認しても該当する事業所は見当たらなかった。

また、社会保険事務所の事業所記録から同社に係る厚生年金保険の適用事業所としての記録を確認することはできない。

申立期間③について、申立人は、F社における同僚の名前を記憶していることから、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、当該同僚は亡くなっているとしているため、申立人に係る勤務状況について聴取することができない上、社会保険事務所の事業所記録から同社に係る厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。また、当該社名に類似する事業所名の事業主に対し、申立人に係る勤務状況を確認したが、申立人が勤務していたことは無いとしている。さらに、申立人は、申立期間のうち昭和 37 年 7 月 1 日から 39 年 3 月 1 日までの期間について、別の事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月20日から同年12月1日まで

私は、A社からB社に出向し、その後、A社に復帰した。両社は関連会社で社長は同一人であった。出向及び復帰の関係上、厚生年金保険加入期間が途切れることに、どうしても納得がいかないのので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社において、申立人と一緒に勤務していた複数の同僚の証言及び申立人が提出している「日記を兼ねた家計簿」の内容から判断して、申立人が申立期間においてB社に勤務していたことが推認される。また、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びB社の事業所別被保険者名簿並びに両社の閉鎖登記簿謄本から、両社の事業主は同一人であることが確認できる。

しかし、複数の同僚は、申立人が被保険者資格を喪失した昭和40年7月ごろに、B社は事業不振の理由によりC社（現在は、D社）に営業譲渡したと証言しているところ、社会保険事務所の記録によると、B社は、40年7月20日に適用事業所に該当しなくなっており、申立人を含む11名全員が同日に被保険者資格を喪失し、そのうち6名については、その翌日にC社において被保険者資格を取得し、3名については、申立期間中に他の事業所において被保険者資格を取得し、1名については、資格喪失後に被保険者資格を取得せず、半年後に脱退手当金を受給していることから、B社に残って勤務していたのはA社から出向していた申立人のみであったものと推認される。

また、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人は昭和40年12月1日に被保険者資格を取得

しているのが確認できる。

さらに、B社及びA社は既に解散しており、申立期間当時の人事記録及び賃金台帳を確認することはできず、C社においても当時の記録が残っていないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、証言を得ることもできない。

加えて、申立人が提出している「日記を兼ねた家計簿」は、申立期間の給与の手取り額は確認できるが、厚生年金保険料を給与から控除されていたことの確認はできない。

このほか、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 447

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 7 月 1 日から 56 年 4 月 1 日まで
② 昭和 56 年 9 月 1 日から 58 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 58 年 10 月 1 日から 59 年 4 月 1 日まで
④ 昭和 59 年 11 月 1 日から 60 年 4 月 1 日まで
⑤ 昭和 61 年 10 月 1 日から 63 年 4 月 1 日まで
⑥ 昭和 63 年 4 月 1 日から平成元年 4 月 1 日まで

市立保育所で保育士として勤務していた。社会保険に加入していたと思うので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

人事担当者の証言及びA市役所が保管している職員情報により、申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤については、2か月契約の日々雇用職員として、また、申立期間⑥については、6か月契約の臨時職員として市立保育所に勤務しており、いずれの期間も正職員ではなかったことが確認できる。

また、同市役所は、「申立期間当時の日々雇用職員及び臨時職員の社会保険加入の取扱いについては、本人の希望による選択制であり、加入する場合は、必ず健康保険と厚生年金保険の両方に加入していたが、昭和 63 年の期末手当計算書を見ると、申立人を含む数名の臨時職員については、健康保険の特別保険料が給与から控除されていないため、申立人は健康保険も厚生年金保険も加入していなかったと考えられる。」としている。

さらに、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。